

第40号議案

伊奈町教育委員会の委員の任命について

次の者を伊奈町教育委員会の委員に任命することについて、同意を求める。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 土 方 一 匡

令和6年9月3日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町教育委員会の委員の土方一匡氏の任期が、令和6年9月30日で満了となるため、同氏を再任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

第41号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年9月3日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

物価高騰による経済的な負担を軽減するため、所得税と住民税所得割が減税となる定額減税の実施において減税しきれないと見込まれる者に対し、その差額を補足支給する調整給付額の算定額が増額となったことに伴い、緊急に一般会計補正予算を編成する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年8月1日に、令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第3号）（別紙）

令和6年8月1日

伊奈町長 大 島 清

令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度伊奈町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,939,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月1日

伊奈町長 大 島 清

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,572,501	94,500	2,667,001
	2. 国庫補助金	866,961	94,500	961,461
歳入	合計	15,844,879	94,500	15,939,379

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民 生 費		6,326,662	94,500	6,421,162
	1. 社 会 福 祉 費	3,698,952	94,500	3,793,452
歳 出	合 計	15,844,879	94,500	15,939,379

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,572,501	94,500	2,667,001
歳入合計	15,844,879	94,500	15,939,379

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正額	計	補正予算財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	6,326,662	94,500	6,421,162	94,500			
歳出合計	15,844,879	94,500	15,939,379	94,500			

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	317,804	94,500	412,304	1. 総務管理費補助金	94,500	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	866,961	94,500	961,461			

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 区分額	説明
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
1. 社会福祉総務費	2,051,045	94,500	2,145,545	94,500					
				94,500			18. 負担金、補助及び交付金 94,500	● 価格高騰対策定額減税補足調整給付金給付事業（社会福祉課） 18負担金、補助及び交付金補助金 ・ 定額減税補足調整給付金	
計	3,698,952	94,500	3,793,452	94,500					

第49号議案

伊奈町税条例の一部を改正する条例

伊奈町税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第2号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項第2号の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の伊奈町税条例第34条の7第1項第2号の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

令和6年9月3日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等が改正されたことに伴い、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第49号議案 参考資料

伊奈町税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第34条の6まで 略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非</p>	<p>第1条から第34条の6まで 略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非</p>

営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金

イ アに掲げる法人のほか、町民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、町長が指定した法人又は団体に対する寄附金

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第34条の8から第55条まで 略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条にお

営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金

イ アに掲げる法人のほか、町民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、町長が指定した法人又は団体に対する寄附金

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第34条の8から第55条まで 略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条にお

いて同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接

いて同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接

奇宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

(5) 償却資産の所在、種類及び数量及びにその用途

(6) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接奇宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

第57条から第148条まで 略

附 則

第1条から第4条まで 略

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課す

奇宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

(5) 償却資産の所在、種類及び数量及びにその用途

(6) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接奇宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

第57条から第148条まで 略

附 則

第1条から第4条まで 略

る。

第5条から第25条まで 略

第5条から第25条まで 略

第50号議案

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和6年9月3日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）
の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

第50号議案 参考資料

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

改正前	改正後																								
<p>第1条から第18条まで 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 608 1111 938"> <tr> <td>1</td> <td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>保険料に関する申請の受付</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>上記事務に付随する事務</td> </tr> </table> <p>別表第2 略</p>	1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	2	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	3	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付	4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	5	保険料に関する申請の受付	6	上記事務に付随する事務	<p>第1条から第18条まで 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 608 2045 938"> <tr> <td>1</td> <td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>資格確認書等</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>資格確認書等</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>保険料に関する申請の受付</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>上記事務に付随する事務</td> </tr> </table> <p>別表第2 略</p>	1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	2	<u>資格確認書等</u> の引渡し	3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付	4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	5	保険料に関する申請の受付	6	上記事務に付随する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付																								
2	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し																								
3	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付																								
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し																								
5	保険料に関する申請の受付																								
6	上記事務に付随する事務																								
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付																								
2	<u>資格確認書等</u> の引渡し																								
3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付																								
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し																								
5	保険料に関する申請の受付																								
6	上記事務に付随する事務																								